



短期集中予防サービスを利用してみませんか？

- ✓ 歩くことが不安で外出しなくなった ✓ 掃除や洗濯など家事がしにくくなった
- ✓ もう一度、趣味や地域の集まりに行けるようになりたい と思われることはありませんか？

▶短期集中予防サービスとは

高齢者の方が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けることができるよう、リハビリ専門職などが3か月間集中的に支援を行います。日常生活の活動状況をお聞きしながら一緒に目標を立て、生活動作改善のためのアドバイスやリハビリテーションを実施します。

対象

要支援1・要支援2・基本チェックリスト該当者
(訪問・通所型サービスを使用していない方のみ)

3か月

集中的なプログラムを実施

期間

週1回の利用を3か月間

料金

無料

専門職と一緒に考え

目標達成をサポート

サービスの種類

訪問型または通所型(送迎あり)

各種保険料(税)の通知書を送付します



問 国民健康保険税
住民生活課 税務係 ①②番窓口
TEL 64-1106

問 介護保険料
健康福祉課 介護保険係 ⑬番窓口
TEL 64-1120

問 後期高齢者医療保険料
健康福祉課 国保年金係 ⑦⑧番窓口
TEL 65-3008

令和8年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の普通徴収が7月から始まります。額決定通知書及び納付書は、7月中頃に送付します。

☞ **納め忘れの心配がない、口座振替での納付がおすすめです。**

町内の金融機関窓口へ通帳・銀行印をご持参の上、手続きをお願いします。

第1期納付期限

7月31日(金)

☞ **保険料(税)を滞納すると、原則として未納期間に応じた措置がとられます。**

特別な事情等により保険料(税)の納付が困難な場合は、徴収猶予や減免ができる場合がありますので、まずは納付相談をお願いします。

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

